

承認第4号

専決処分事項報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年4月27日提出
三宅町長 森田 浩司

記

1 . 別紙のとおり

三総第948号

三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に関する専決処分

上記三宅町消防団員等公務災害補償条例(平成25年3月三宅町条例第11号)の一部を改正する条例は、政令の一部改正に伴い急施を要し議会を招集する暇なきにより、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年3月31日

三宅町長 森田 浩司

条例第 15 号

三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町消防団員等公務災害補償条例（平成 25 年 3 月三宅町条例第 11 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 3 月 31 日専決
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

三宅町消防団員等公務災害補償条例（平成 25 年 3 月三宅町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第 2 号中「にあつては」を「には」に改め、同条第 3 項中「によつて」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第 2 号」の次に「に該当する扶養親族については一人につき 267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち一人については 333 円）を、第 3 号」を加え、「第 5 号」を「第 6 号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367 円」を「300 円」に改め、第 3 項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 5 条第 4 項中「満 15 歳」を「15 歳」に、「満 22 歳」を「22 歳」に改め、「以下」の下に「この項において」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三宅町消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた三宅町消防団員等公務災害補償条例同条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号イに規定する障害補償年金及び同条第 6 号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

三宅町消防団員等公務災害補償条例（平成25年3月三宅町条例第11号）新旧対照表

改正案	現行
(補償基礎額) 第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 非常勤消防団員又は非常勤の水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合<u>には</u>、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、当該非常勤消防団員又は非常勤の水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合<u>には</u>、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤の水防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因	(補償基礎額) 第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 非常勤消防団員又は非常勤の水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合<u>にあつては</u>、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、当該非常勤消防団員又は非常勤の水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合<u>にあつては</u>、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤の水防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原

である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については一人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち一人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人にあつては300円）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。))にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がない場合にあつては、そのうち1人にあつては367円)を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫(新設)

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。))にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。